

第1章 噴火災害

第1章 噴火災害

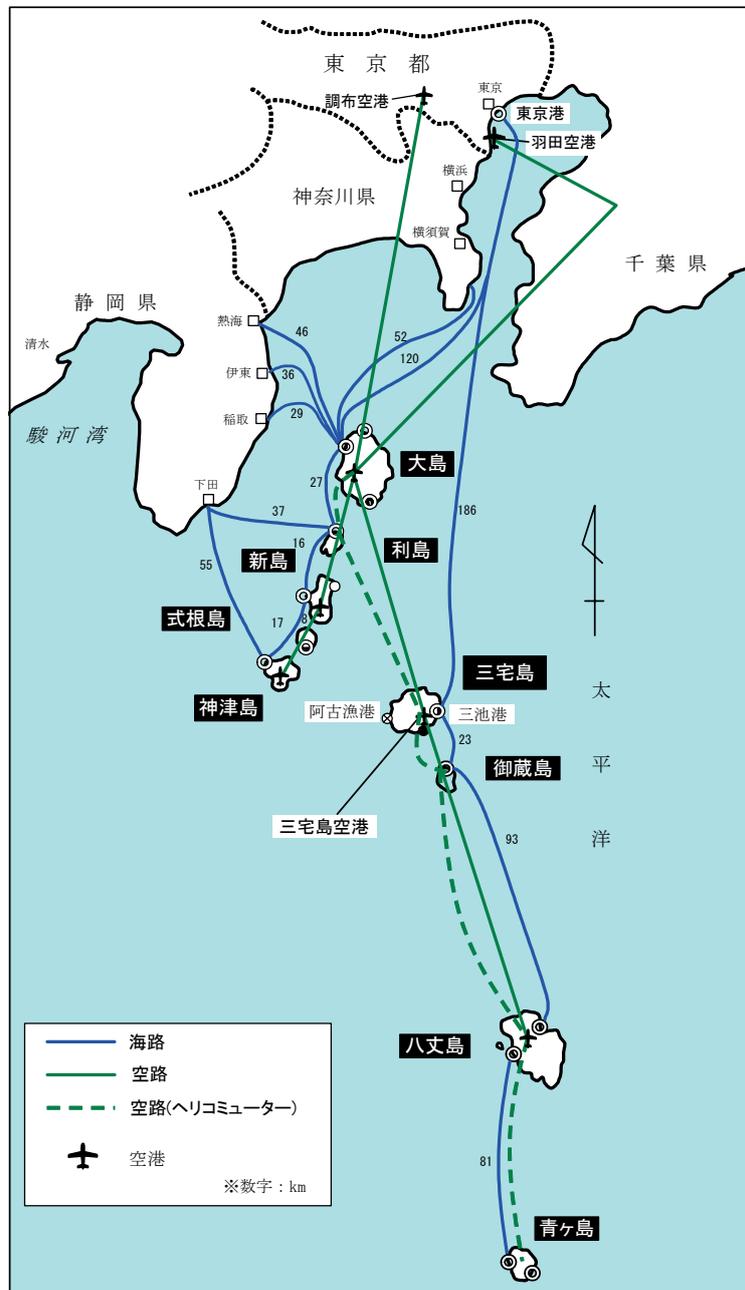
1 三宅島の概要

(1) 三宅島の概要

① 三宅島の地勢

三宅島は東京から直線距離にして約 180km 南に位置する火山島である。直線距離では東京駅からほぼ静岡県掛川市、長野県長野市、福島県いわき市までの距離に相当する。緯度では徳島県徳島市とほぼ同位置である。

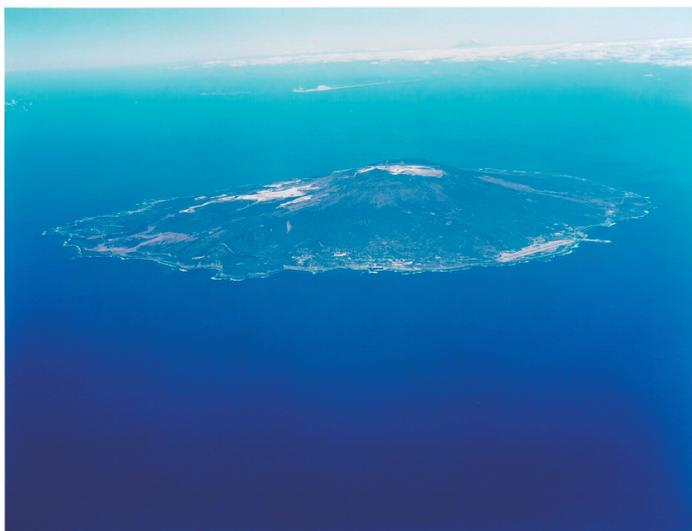
図 1.1 三宅島位置図



面積は 55.5 km² (5,550ha)、周囲は 38.3km で、ほぼ円形を成している。面積は、山手線内側の面積(63 km²)より約 1 割小さく、周囲の距離は山手線一周(34.5km)より約 1 割長い。

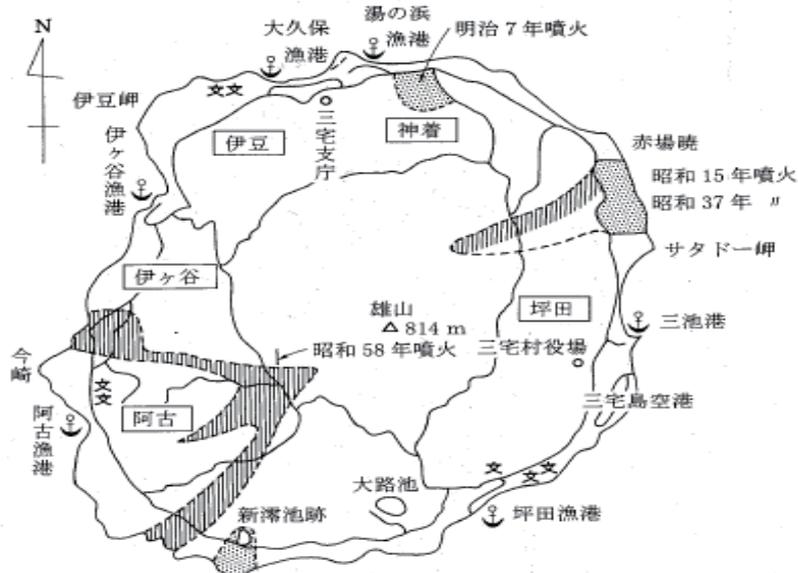
中央に島のシンボルともいえる雄山(噴火活動前標高 814m)があり、頂上部には平成 12 年噴火により生じた直径 1.6km のカルデラがある(噴火後最高標高 775m)。

島を一周する延長約 33km の都道・三宅循環線が走り、車により約 1 時間で一周できる。



発災前の三宅島（平成 8 年）

図 1.2 三宅島略図



② 気候

三宅島の年間降水量は、約 2,907mm(平年値)で東京の区部(千代田区大手町)の 1,467mmの約 2 倍、年間平均気温は 17.5℃であり、区部の 15.9℃と比べると比較的温暖で湿潤である。

また、年平均風速は 5.0m/s で区部の 3.3m/s よりもかなり強い風が吹いている。風向は三宅島測候所がまとめた昭和 46 年から平成 12 年の 30 年間の平均値(平年値)では、概ね 4 月から 8 月までの間は南西風が卓越し、9 月からは北東風の頻度も高くなり、11 月から 3 月の間は西南西～西風が卓越する。

③ 集落

行政上は三宅村一村が置かれているが、かつては 5 村であった。現在も神着・伊豆・伊ヶ谷・阿古・坪田の 5 つの集落が島内一円に点在している。

三宅村の経緯

明治 2 年	菫山県に属する
明治 4 年 11 月 4 日	足柄県の管下となる
明治 9 年 4 月 18 日	静岡県に移管される
明治 11 年 1 月 11 日	太政官布告第 1 号により、東京府に属す
明治 14 年	伊豆七島制の下、地役人、名主、一式引受人、年寄、書役を置く
大正 9 年 10 月	東京府大島島庁三宅島出張所設置
大正 12 年 10 月 1 日	島嶼町村制施行神着村、伊豆村、伊ヶ谷村、阿古村、坪田村設置
大正 15 年	普通町村制施行
大正 15 年 7 月 1 日	島庁廃止、大島支庁三宅出張所開設
昭和 18 年 4 月 1 日	東京府三宅支庁開設
昭和 18 年 7 月 1 日	東京都制施行
昭和 21 年 10 月 1 日	神着村、伊豆村、伊ヶ谷村の三ヶ村合併、三宅村設置
昭和 31 年 2 月 1 日	三宅村、阿古村、坪田村の三ヶ村合併、三宅村一村となる

(三宅支庁管内概要より)

④ 人口

人口は昭和 30 年ごろをピーク(昭和 30 年国勢調査:7,131 人、1,703 世帯)として年々減少傾向にある。全島避難前の平成 12 年 9 月 1 日現在の人口は 3,829 人、2,007 世帯であり、このうち、65 歳以上の高齢者人口は 1,129 人で高齢化率は約 29%であった。

表 1.1 噴火活動以前の人口の変遷(各年1月1日現在 住民基本台帳上)

平成 10 年	3,955 人 1,979 世帯
平成 11 年	3,872 人 1,959 世帯
平成 12 年	3,845 人 1,957 世帯

⑤ 教育

噴火活動前の島内には、小・中学校が各3校、都立高校が1校、保育園が3園あった。

平成12年9月1日現在では、小学校3校の全児童数は209人、中学校3校の全生徒数は120人、高校の生徒数は115人、保育園3園の全園児数は165名であった。

現在は、小・中・保育園は各1校、1園で運営している。

⑥ 医療機関

噴火活動前には、神着地区に国民健康保健直営施設中央診療所(診療内容は内科・外科等6科、ベット数12床)があり、神着地区を除く4地区に診療所が置かれ中央診療所から出張診療を行っていた。

現在は、中央診療所及び民間の歯科医院1院がある。

⑦ 産業

島の産業は、第1次産業では農業人口が最も多く、次いで水産業の人口が多い。噴火活動前には、島の海洋性の温暖な気候を活かし、きぬさやえんどう、あしたば、レザーフアン等を主に栽培していた。また、水産業は、後継者不足などの問題をかかえながらもトビウオ、イセエビなどの刺網漁業、カジキの突棒漁業、カツオなどのひきなわ漁業、イカ類の釣漁業及びテングサ、トコブシなどの採貝藻漁業を操業していた。

第2次産業では建設業が最も就業人口が多い。噴火活動前には、都道・村道の整備や港湾・護岸の維持改修などの土木工事事業に従事していた。

第3次産業は島内最大の就業者人口を占める。噴火活動前には、富士箱根伊豆国立公園にも指定されている島の観光資源を利用した、サービス業や小売業が中心であった。

表 1.2 噴火活動前の15歳以上就業者数(平成7年国勢調査)

第1次産業	農業	219人
	林業・狩猟業	8人
	漁業・水産養殖業	78人

第2次産業	鉱業	—
	建設業	407人
	製造業	33人
第3次産業	電気ガス水道業	29人
	運輸・通信業	113人
	卸売業・小売業	271人
	金融・保険・不動産業	17人
	サービス業	621人
	公務	236人
分類不能		10人
合計		2,042人

⑧ 島へのアクセス

海路と空路があり、海路では4,000トン級の大型貨客船が接岸できる栈橋が2ヶ所整備されている。現在、噴火活動前と同じく、東京竹芝と三宅島を結ぶ定期船が1日1便運行している。

空路では島の東北部に1,200m滑走路の第三種空港が設置されている。噴火活動前には、東京羽田と三宅島の間をYS11型機が毎日午前午後の2往復就航していた。

また、伊豆諸島間を結ぶヘリコムターがあり、毎日運行していた。

現在は、ヘリコムターが噴火活動前と同じく、毎日運行している。

2 平成12年(2000年)噴火の概要

(1) 噴火に先立つ兆候

昭和58(1983)年噴火の直後から、国土地理院及び東京都によって実施してきた三宅島一周都道の水準測量では、北東—南西方向を軸として、南西上がりの傾動が観測されていた。これは島の中心からやや南西にずれた位置の直下9kmあたりにマグマ溜りがあった、ほぼ一定の割合で膨張しているためと解釈された。

また、平成7年から、東大地震研究所は、島内8ヶ所にプロトン磁力計を置いて、地磁気の連続観測を行っていた。このうちの山頂カルデラ内の雄山サウナ付近と雄山の南斜面の磁力計が、平成8年中頃から同時に、前者が増加、後者が減少という変化を始め、平成12年噴火の直前まで続いた。これは、両地点の中間—雄山最高地点(814m標高)の直下あたりから、100℃位の円柱状高温領域が徐々に上昇していったと解釈された。この場所は平成12年噴火で出来た山頂カルデラ内で、今なお大量の火山ガスを放出している

火口の位置にあたり、将来の火道を新たに作っていた活動であったと考えられる。

平成 12 年噴火は、6 月 26 日夕方のマグマ貫入に伴う火山性群発地震から始まり、これらが直前の兆候と言える。

(2) 平成 12 年(2000 年)の噴火活動

<6 月 27 日>

前日夕方から始まったマグマの貫入から、西方海底で小規模な噴火に至った。この噴火では、ほとんどのマグマは地上に噴出せず、海底下に板状に貫入した。

<7 月 8 日>

7 月始め頃から、山頂直下で微小な地震が発生し始め、4 日には有感地震が起こり、村により山頂部立ち入り禁止措置が取られた。重力及び地磁気によって、山頂直下に空洞を生じつつある様子が、明瞭に捉えられた。

この「噴火」は、実際は山頂部の陥没であり、それに伴って土砂が周囲に飛散したものである。水蒸気爆発との見方もあるが、確実な証拠は無く、放出した灰の中に新鮮なマグマ物質は見つからなかった。

<7 月 14~15 日>

山頂の新カルデラからの最初の噴火であった。従来の三宅島噴火で見られる赤黒色のスコリア(マグマが空中に放出されて冷却した火山灰)とは異なり、白色で湿った大量の火山灰を放出した。この火山灰はマグマ物質が少なく、粘土や石膏を主成分としており、固化すると水を通しにくいため、後日の雨で土石流の原因となった。

マグマの成分は昭和 58 年噴火及び 6 月 27 日海底噴火のそれと同じで、浅いマグマ溜りに昭和 58 年のマグマが残留していたと推定された。ただし、噴火の前には、マグマ溜りがここにもあるとは、全く認識されていなかった。

<8 月 10・13・14 日>

白い火山灰を主成分とすることは 7 月噴火と同じだが、含まれたマグマ成分は非常に異なり、この 1 ヶ月の間に浅いマグマ溜りのマグマは、深部マグマ溜りのものが上昇して入れ替わったと推定された。

<8 月 18 日>

最大噴火。噴煙は 14,000m の高さに上がったが、幸い無風で垂直に落下したため、人的被害はほとんど無かった。浅部のマグマ溜りが相変わらず収縮を続ける中で、このような大規模噴火が起こるとは予想しにくく、前兆もほとんど無かった。

<8 月 29 日>

火砕流が発生した。当初神着地区、続いて坪田地区に噴煙柱が崩れて流れ下ったもので、低温火砕流と呼ばれる。(ただし、雲仙岳のように、高温で高速に斜面を流れ下るものではなかった。)30℃の温度しかなくて、人的被害は無かったが、もう少し高温な

ら、重大な被害となった可能性がある。

全島民避難以降、9 月中に火山灰を放出する小規模噴火があったが、やがて噴火活動としては沈静化した。しかし 8 月末から極めて大量の火山ガスを放出するようになり、とりわけ有毒な二酸化硫黄は数万トン／日以上に達した。これは 8 月 18 日及び 29 日の噴火により、火道を埋めていたフィルター物質(地下水・変成鉱物など)が吹き飛ばされたため、と考えられる。

(3) 火山噴火予知連絡会の見解

三宅島火山活動に対しては、気象庁が発表する火山情報や火山噴火予知連絡会(気象庁長官の諮問機関)の見解が、都としての対応の材料となった。その見解要旨は、次のとおりである。

① 平成 12 年

<6 月>

6 月 26 日、18 時頃より地震が多発し、マグマの貫入が示唆された。

翌 27 日に西方海域の 1,000m 沖合で海底噴火が発生。地震活動は西方海底で活発化した。6 月 29 日には陸域での噴火の可能性はほとんどなくなったと判断された。

<7 月>

7 月 8 日、18 時 41 分頃山頂で噴火が発生し、少量の火山灰が放出された。その後の調査でこの噴火は、山頂カルデラの陥没によるものと判明した。

新たな陥没孔の南東部から 7 月 14 日 4 時 14 分頃噴火が発生、多量の火山灰を放出、同日夜以降も火山灰の噴出が続いた。火山灰の堆積と降雨により、泥流の発生が警告された。

<8 月>

8 月上旬まで噴火は発生しなかったが、陥没孔は拡大を続け、新たなカルデラが形成されつつあるとされた。

8 月 10 日、6 時 30 分頃から噴火が始まり、噴煙の高さは 3,000m に達し、10 時頃まで続いた。噴火口は 7 月 14 日と同じく、新カルデラの南東部であった。

8 月 18 日 17 時すぎ、最大規模の噴火が始まり約 3 時間半続いた。その後の調査で、一周都道に直径 5cm の噴石も落下しており、中腹には直径 1m 程度の噴石が広く落下していた。



8月10日の噴火



8月18日の噴火

この噴火はマグマ水蒸気爆発と判断され、当面はこの程度の噴火が繰り返される可能性があると考えられた。

8月29日4時30分頃から、低温(30℃)で勢いのない火砕流が、北東側と南西側に流れた。当面8月18日及び29日と同程度か、これをやや上回る規模の噴火が繰り返される可能性がある、と考えられた。また二酸化硫黄の放出が続き、初めて火山ガスに対する注意が出された。

<9月>

9月に入ってから山頂からの火山灰放出が続いていたが、9月中旬以降火山灰は少なくなり、白色噴煙を主とした活動になった。代って1日あたり20,000~40,000トンの二酸化硫黄の放出が続くようになった。

<12年末>

年末から平成13年始めにかけて、火口周辺で400℃近い高温が観測され、火映現象が見られた。しかし火山灰などの放出はほとんど無く、またマグマ溜りの収縮を示す山体の地殻変動も、鈍化したが、わずかながら続いた。

② 平成13年

5月頃には、時折小規模な火山灰放出は起こるものの、もっぱら白色噴煙の活動が続き、山体の収縮は火山ガスの放出によるものと推測された。

二酸化硫黄放出量は13年5月に20,000~30,000トン/日、同年10月には10,000~20,000トン/日と長期的には減少傾向にある。

③ 平成14年

5月には5,000~20,000トン/日、9月には4,000~1万数千トン/日と、平成12年10月頃の最盛期と比べると、1/6程度に減少した。

④ 平成 15 年

二酸化硫黄放出量は 3,000～10,000 トン/日程度と概ね横ばい状態が続いている。秋頃には島内の地殻変動が収縮からわずかな膨張に転じたが、これはその後もわずかな増減を繰り返している。

⑤ 平成 16 年

12 月の噴火予知連拡大幹事会見解では、平成 16 年秋以降二酸化硫黄の放出量が 2,000～5,000 トン/日となったこと、それ以外の火山活動については小規模な火山灰放出以外は、当面可能性は低い、とされた。

⑥ 平成 17 年

三宅島の火山活動について特に統一見解が出されず、通常の火山活動報告に載せられている。二酸化硫黄の放出量は 2,000～5,000 トン/日と横ばいの状態が続いている。

(4) 火山ガスの噴出

三宅島の今回の火山活動では、山頂部が大きく陥没し、平成 12 年 8 月中旬頃より、陥没火口内に形成された噴火口から活発な火山ガスの放出が始まった。火山ガスは、一般的にはその成分内の 90%以上は水蒸気であるが、人体に有害な成分である二酸化炭素(CO₂:炭酸ガス)、硫化水素(H₂S)や二酸化硫黄(SO₂:亜硫酸ガス)などが含まれている。

今回の三宅島噴火災害の大きな特徴は、高濃度の火山ガス、特に二酸化硫黄の噴出が多量にかつ長期間にわたっていることであり、世界でも極めて特異な噴火活動であった。このため、全島民の避難が 4 年 5 ヶ月の長きにわたった。

二酸化硫黄の放出量は、ピーク時(平成 12 年 11 月)には日量約 80,000 トンに達した。(3)「火山噴火予知連絡会の見解」で見たとおり、その後減少傾向にあり、平成 14 年秋以降は、1 日あたり 3,000～10,000 トン程度と



火山ガスによる森林被害

概ね横ばい傾向で推移した。平成 16 年秋以降はやや少なくなり、1 日あたり 2,000～5,000 トンで推移していた。平成 18 年に入ると 1 日あたり 1,000～3,000 トンと減少しているが、依然として多量の二酸化硫黄の放出が続いている。

二酸化硫黄の濃度は、山麓の観測点では、最盛期 10ppm(5 分値)を越す値が観測されていた。二酸化硫黄の環境基準は、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下で、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であることとされ、0.2ppm(5 分値)を越えると健康障害が生じるとさ

れている。

三宅島では、年間の風向きは先の第1章1(1)「三宅村の概要」で見たとおり、概ね4月から9月までの期間は南西風が卓越するため、高濃度の火山ガスや火山灰は、島の東部に位置する三池・坪田地区に影響を与え、9月頃からは北東風の頻度も高くなるため、南部の立根・阿古地区に影響を与えることが多い。さらに、11月から3月までの期間は、再び西よりの風が卓越し、三池・坪田地区に影響を与える傾向がある。

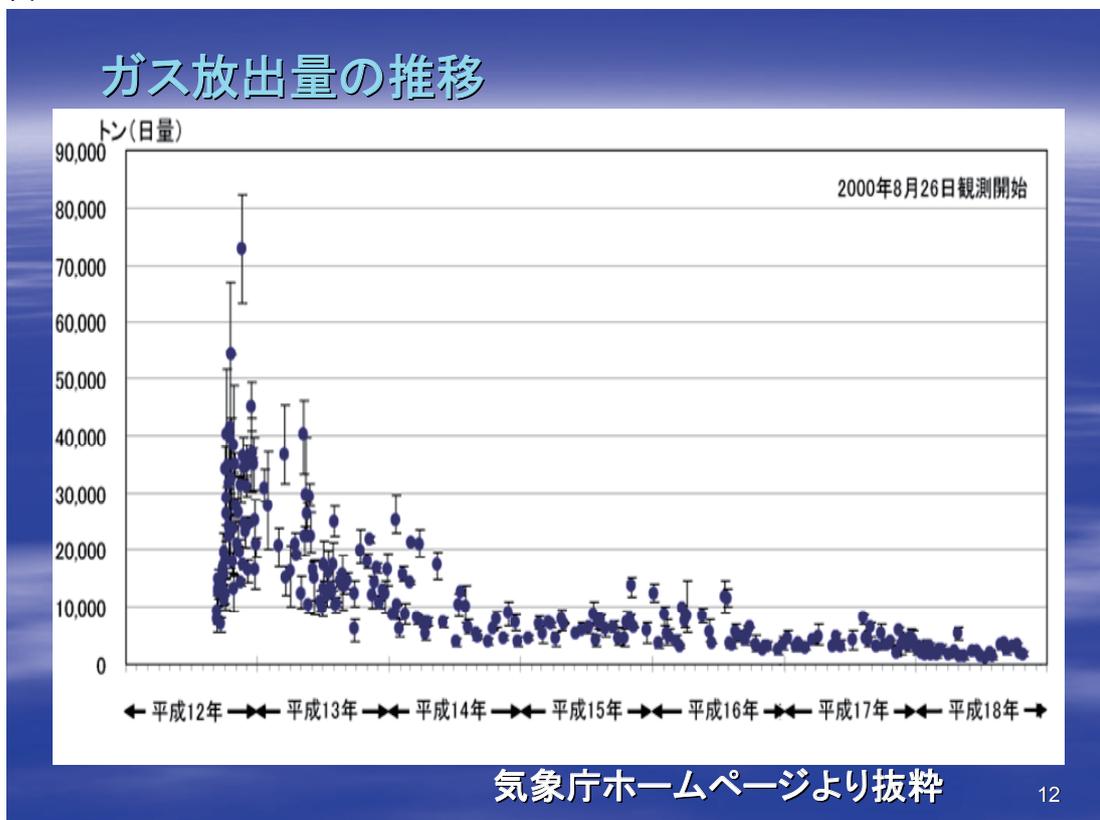


集落に漂う火山ガス（三池地区）



家屋被害

図 1.3



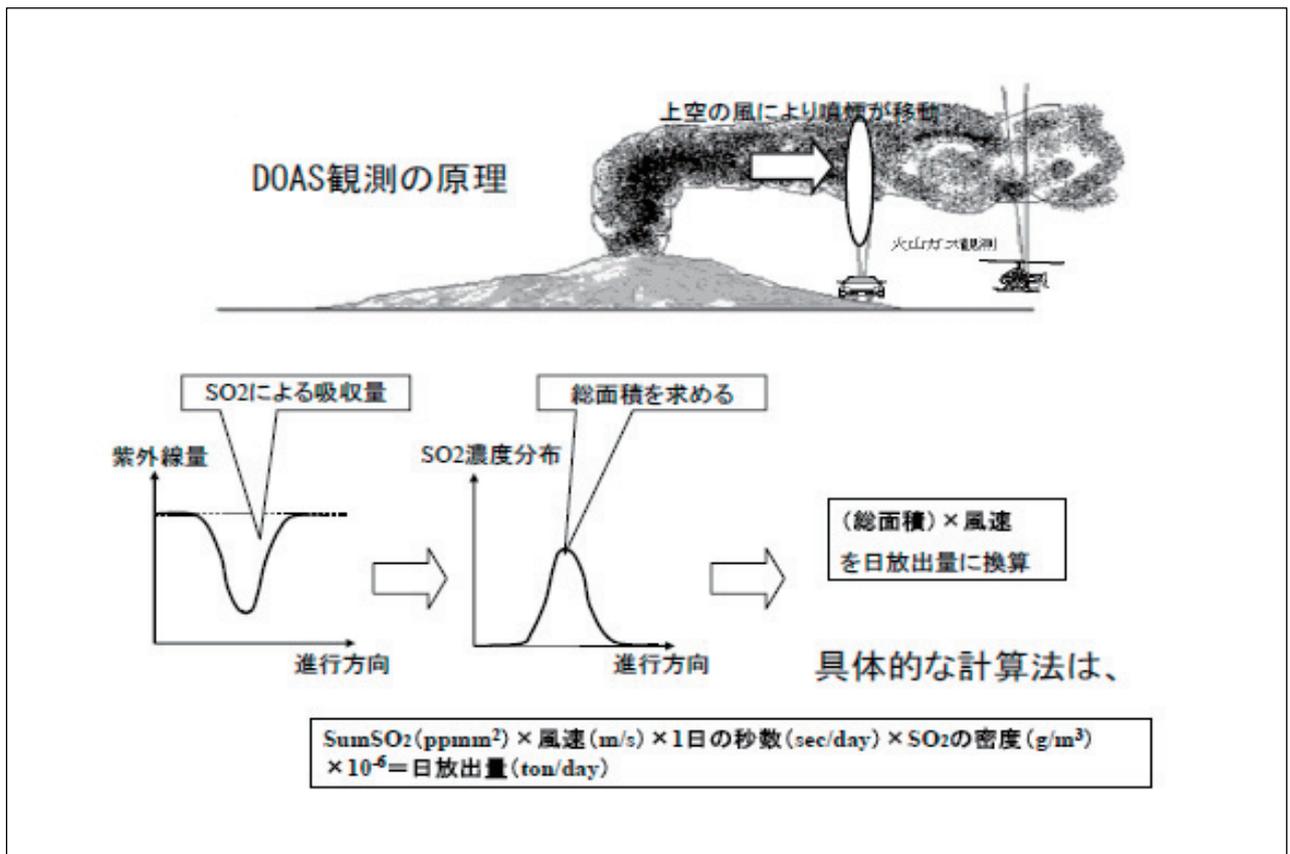
二酸化硫黄 (SO₂、亜硫酸ガス)

常温で気体、無色で刺激臭があり、比重は 2.26(空気は 1)で、空気よりも重い。呼吸器や眼、咽喉などの粘膜を刺激し、せき、気管支喘息、気管支炎などの障害を引き起こし、高濃度の状態では呼吸が困難になることがある。また、ぜん息や心臓病などの疾患があると、健康な人が感じない低い濃度でも、発作を誘発したり症状を増悪させたりすることがある。

観測値

- <5 分値> 5 分間の平均値や 5 分ごとの計測値などがあるが、三宅島では 5 分間の濃度変化を反映して算出した値である。
- <1 時間値> 5 分ごとに測定したデータ(12 個)を平均した値である。
- <日平均値> 1 日あたり 20 時間以上の有効測定値のある日を対象とし、1 日の 1 時間値の総和を有効測定時間数で割って算出する。

図 1.4 二酸化硫黄放出量の算出方法



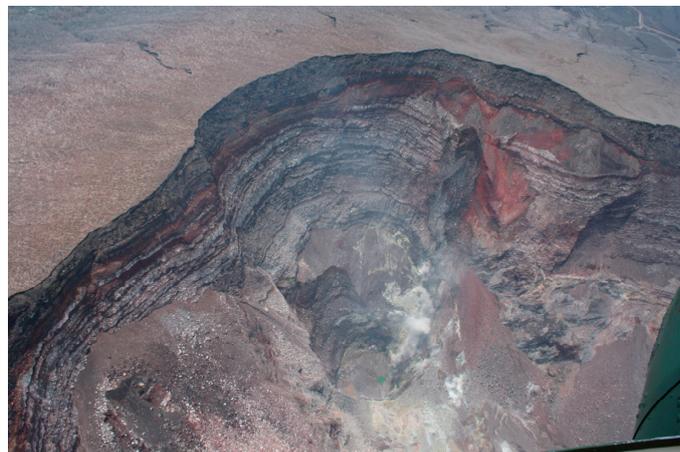
気象庁三宅島測候所資料

(5) 平成 12 年の三宅島火山活動

平成 12 年の噴火では、雄山の山頂が陥没し、新たなカルデラが形成された。それは、地質調査で明らかにされていた 2500 年前の「八丁平カルデラ」とほぼ同じ場所であり、これを「新八丁平カルデラ」と呼ぶ。通常カルデラが形成されるには、大規模な噴火によってマグマ溜りに空隙が生じて、上部の山体が落ち込むと考えられている。



平成 12 年 7 月 8 日の噴火によって生じた陥没孔（平成 12 年 7 月 8 日午前）



通常は大量の火山ガスを放出している「主火口」（山頂カルデラの南東部）の底が見えている珍しい映像（平成 18 年 6 月 20 日）

平成 12 年の山体の落ち込みは、噴出物の総量が陥没孔体積の数十分の一しかないことから、大量のマグマが外部に放出されず、三宅島から西方海底に貫入して空洞が生じたためである。近代的火山観測の歴史上初めての出来事であり、噴火の最中に、「次に何が起こるのか」を予測することは極めて難しかった。

<参考>

(1) 伊豆諸島火山活動の歴史

伊豆大島から南に、八丈島を経て鳥島に連なる島列の各島はすべて火山島である。平成 14 年の気象庁による活火山定義の見直し(1 万年前にさかのぼって活動の証拠がある火山をいう)により、伊豆諸島で人が住む島々は全て、活火山とされた。

伊豆大島と三宅島は、最近数百年では最も頻繁に噴火を繰り返している。八丈島西山(八丈富士)と青ヶ島は江戸時代に噴火の記録があり、活動的な火山と言える。

平成 12 年 6 月末から 9 月頃にかけて、激烈な有感地震が群発した神津島、新島は、約 1100 年前(9 世紀)に、わが国の正史である六国史にも記載される大噴火を起こし、それぞれ天上山と向山が作られた。

歴史時代に活動の記録が無い島は、利島、御蔵島、式根島である。しかし式根島については流紋岩質火山であり、すぐ近傍で火山活動が起こり得る。

(2) 伊豆諸島火山の特徴

伊豆諸島の火山は、地質・岩石から 2 つのグループに大別できる。

① 玄武岩を主とする、または玄武岩と安山岩とから成る火山

《大島、利島、三宅島、御蔵島、八丈島、青ヶ島、鳥島》

・ 特徴

中心火道から噴火を繰り返して成長するため、円錐形の地形となる。山腹から割れ目噴火をすることもある。マグマが高温で流動性に富むため、溶岩噴泉、スコリア放出、溶岩流を伴うことが多い。

長期間の噴火(例えば伊豆大島の安永噴火は 10 年続いた)では、大量の火山灰噴出が続き、最近の中規模噴火とは様相が異なる。また大噴火によって山体内に空洞を生じて、カルデラを作ることもある。平成 12 年三宅島噴火では噴出物は多くなかったが、マグマが側方に貫入して空洞を生じ、カルデラが形成された。

流紋岩質火山に比べると、噴火間隔は数十年ないし数百年程度と短く、一度の噴出量も少ない。

② 流紋岩から成る火山

《新島、式根島、神津島》

・ 特徴

これらの島は、複数の単成火山(一度の噴火で形成される火山で、通常同じ場所では再噴火しない)から成っている。新島と神津島の単成火山の噴火間隔は約 1000 年とされている。噴火間隔は長い、玄武岩質火山より一桁以上多量の溶岩を、一気

に噴出する。伊豆諸島の火山では海水が関与するため、ベース・サージと呼ばれる横なぐりの突風を伴う、爆発的噴火形式を取る。

平成 12 年三宅島噴火にあわせて起こった神津島・式根島・新島付近の群発地震は、この付近の海域地下に存在する流紋岩質マグマが上昇しかけたために発生した。9 世紀の火山活動の再来となる恐れもあったが、幸い海底での噴火は起こらなかった。

流紋岩質の単成火山(溶岩円頂丘)は、山頂部は平らで急崖に囲まれた厚板状の地形が特徴である。

(3) 三宅島の火山活動の概要

① 4000 年前までの火山活動

三宅島火山は水深 300~400m の海底から立ち上がり、長径 25km のやや南北に伸びた火山である。三宅島火山には新旧 2 つのカルデラ(火山噴火の後、地表が落ち込んで出来る直径 1.5km 以上の凹地)があることが知られている。三宅島のほぼ中心を占めて、標高 350m あたりの等高線を結ぶ直径 4km くらいの円形の地形が、桑の木平(くわのきだいら)カルデラと呼ばれる。その形成は 7000 年から 1 万年以上前とされるが、正確には分かっていない。7000 年前から 4000 年前位までは、めぼしい噴火物が見つかっておらず、火山活動は不活発だったらしい。

② 4000 年前からの火山活動

約 3000 年の休止期を置いて、桑の木平カルデラの南東部で新たな火山活動が始まり、カルデラ内部の中央火口丘として、雄山の成長が始まった。2500 年前くらいまで雄山の成長のほか、大路池を作る巨大マグマ水蒸気爆発なども発生した。2500 年前の山頂部大噴火(八丁平噴火)によって雄山の山頂部が陥没して、八丁平カルデラが誕生した。八丁平カルデラの内部でさらに噴火が繰り返されて、再び中央火口丘が成長を続け、八丁平カルデラは次第に埋め立てられた。

③ 9 世紀以降の火山活動

9 世紀中頃には溶岩流がカルデラからあふれて、東、南、西の 3 方向に流れ出すほどになった。三池の爆裂火口もこの頃出来たらしい。9 世紀は富士火山帯の活動が異常に活発であったが、特に神津島の天上山(西暦 838 年)と新島の向山(同 886 年)噴火による白い火山灰が伊豆諸島に降り積もり、伊豆大島や三宅島での大きな噴火の発生時期を教えてくれることが多い。

このように桑の木平カルデラの中で発達した山体と、八丁平カルデラの内部で更に成長した中央火口丘もあわせた全体を雄山と呼んでいる。因みに八丁平カルデラ北側のカルデラ壁にあるピークが 813.7m、南側にあるいわゆる「雄山」山頂の高さが 813.3m

であった。2000年噴火で両者共に消失した。

三宅島火山は、12世紀まで山頂からの火山灰と山腹からの溶岩流噴火を繰り返したが、その後300年あまり噴火の記録が無く、静穏期に入った。1469年以降は主に山腹からの割れ目噴火で、溶岩流とスコリア噴出で特徴付けられる。古文書に記載されたこれらの噴火による噴出物は、現在の地表でも確認されている。それらのうちでも、1643年噴火では溶岩流で阿古の部落がつぶされ、坪田に大量のスコリアが降るなど、1983年噴火とそっくりな火山災害が起こっている。阿古の人々は集落を捨て、島の南部(立根付近)に移住したが、明治の頃から阿古にもどり、1983年に再び溶岩流による被害をこうむった。

また1763年には新瀨池を作るマグマ水蒸気爆発が発生した。1835年の噴火も注目すべきである。この噴火は雄山の西側山腹の割れ目噴火で、笠地付近に溶岩が流れ、噴火の直後から強い地震(江戸で有感)が感じられ、翌年の地震は新島に被害を生じた。2000年に起こったこととよく似ているのである。

④ 20世紀に入ってからの火山活動

20世紀に入って、明治の噴火(1874年)以降66年間の空白をはさんで、1940年噴火が起こった。三宅島では人々が海岸付近にのみ居住してきたため、噴火による死者は過去においては極めて少ない。しかし1940年噴火では島の北東部で割れ目噴火が起こって、死者12名の惨事となった。すでに戦時体制下で、木炭の需要が高く、炭焼きのため島民が山腹に居住していたのである。これを契機に、火山活動の監視を主任務のひとつとする三宅島測候所が開設された(1942年)。なお、この時は割れ目噴火が終了した後、山頂噴火が24日間ほど続いた。この噴火では、1週間ほど前から将来の割れ目噴火発生地点付近で、地熱の上昇、噴気の発現、地鳴りなどの前兆現象があった、とされている。

1962年噴火では、前回とほぼ同じ場所で割れ目噴火が発生し、8月24～26日の実質2日間で噴火は終了した。しかし、その後島の北西部を中心に強震が続いて、小・中学生を含む一部島民の島外避難が実施された。前兆現象と思われる事例は報告されていない。

1983年噴火(10月3～4日)では、村営牧場付近から南西に伸びた割れ目噴火火口列(ここからのスコリアが坪田地区に大量に降下)が南に向きを変え、新瀨池付近で大規模なマグマ水蒸気爆発を起こし、池を破壊すると共に海岸付近にも火口列とスコリア丘などを作った。阿古集落は溶岩流に埋没し、南部の薄木地区ではマグマ水蒸気爆発と溶岩で都道が分断されるなど、溶岩流による火山災害としては、1946年桜島大噴火以来の被害となった。阿古集落に流入した溶岩流から残存した家屋を守るために、日本で初めて海水を溶岩流に注いで、冷却・固化する試みがなされた。溶岩はすでに平

坦地に入って停止しかけており、注水の効果は定かではない。しかし、溶岩を急速に冷却したことで、輻射熱による家屋・樹木への延焼は防いだ、とされている。噴火に先立つ数ヶ月前(6月頃)から新瀨池の水面が白濁するなどの異変があったが、当時の調査ではマグマ起源の化学成分は検出されなかった。

3 平成 12 年度噴火災害に対する体制

(1) 都の体制

① 災害対策本部

ア 平成 12 年 6 月 27 日設置の災害対策本部の活動

6 月 26 日 気象庁が三宅島噴火の恐れから緊急火山情報を発表。これを受け三宅村は 20 時 45 分、三宅村災害対策本部を設置。阿古地区、坪田地区に避難勧告を発令。

6 月 27 日 0 時 15 分 東京都災害対策本部を設置。石原知事は自衛隊に災害派遣要請を行い、青山副知事を現地に派遣し東京都現地災害対策本部を設置。

また、三宅村に災害救助法を 6 月 26 日に遡及して適用。生活支援物資等の供給・輸送を開始。

村は伊ヶ谷地区に避難勧告を発令。

○都庁舎 9 階の東京都災害対策本部には、都庁各局、自衛隊、海上保安庁、警視庁及び東京消防庁などの関係機関の連絡員が詰め、相互に密接な連携を図り、救援のための人員や物資の搬送・提供並びに現地支援活動を行った。



東京都災害対策本部(平成 12 年 6 月 27 日)



東京都災害対策本部関係局長等会議
(平成 12 年 6 月 28 日)

6 月 28 日 東京都災害対策本部関係局長等会議を開催。関係局等の施策の実施状況等について検討。

6 月 29 日 13 時 15 分に知事は三宅島に到着。避難所となっている勤労福祉会館、三宅小学校、三宅中学校をまわり島民を激励した。その後、三宅支庁に到着し、現地災害対策本部会議に出席。

長谷川三宅村長は知事の助言、6 月 28 日の火山噴火予知連絡会のコメ

ントを考慮し、島東部の坪田及び三池地区について避難勧告を解除。火山噴火予知連絡会が、「火山活動低下、今後、陸域及び海面に影響を及ぼす噴火の可能性はほとんどない」旨のコメントを発表。

三宅村長は、避難勧告を全面解除。都は村の避難勧告解除により、帰宅を希望する島民が安全に帰宅したことを確認したため、現地災害対策本部を廃止し三宅地方隊へ移行し、村及び各機関と協力して対策にあたった。



島民を激励する石原知事
(平成 12 年 6 月 29 日)



現地災害対策本部会議
(平成 12 年 6 月 29 日)

6 月 30 日 都は火山噴火予知連絡会の発表及び住民への避難勧告が全面解除されたことを受け、災害対策本部を廃止。村も災害対策本部を廃止。



災害対策本部の廃止
(平成 12 年 6 月 30 日)

8 月 11 日 「三宅島・新島・神津島近海地震等災害対策会議」を設置。

○三宅島火山活動及び新島・神津島近海地震等による被害状況の的確な把握と復

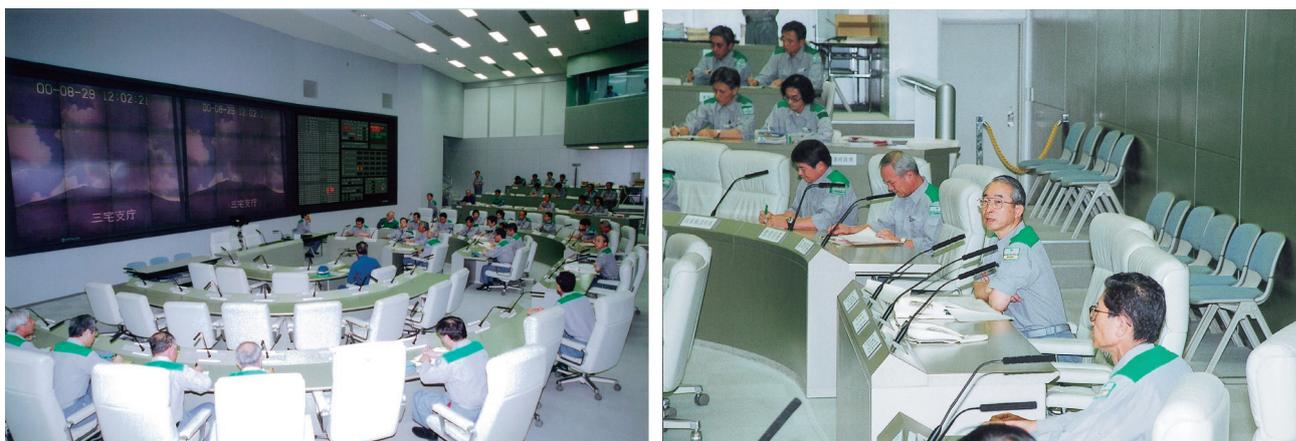
旧に向けた円滑かつ効果的な対策を全庁挙げて総合的に推進するとともに、島しょ町村の今後の復興を図ることとした。

8月24～28日 国に対し、復旧事業推進のための緊急提案要求。

(三宅島の噴火活動は沈静化せず、8月18日には最大規模の噴火が発生した。)

イ 平成12年8月29日設置の災害対策本部の活動

8月29日 噴火に伴う低温の火砕流が発生。火砕流は海まで達した状況から、再度、東京都災害対策本部を設置。知事は海上自衛隊に災害派遣を要請。また、青山副知事を本部長とする東京都現地災害対策本部を設置。



第一回東京都災害対策本部会議（平成12年8月29日）

9月1日 第二回東京都災害対策本部会議を開催。

○8月31日の火山噴火予知連絡会の見解を踏まえ、防災関係者及びライフライン等の要員を除く三宅村民が、両3日以内に島から避難することが適当であると、青山副知事を現地に派遣した。

○東京都災害対策本部会議の決定を受け、三宅支庁において現地対策会議を開催。避難の手順、避難者漏れの確認、受け入れ先の概況等を検討した。



第二回東京都災害対策本部会議（平成12年9月1日）

9月2日 7時 三宅村長が、防災、生活維持関係要員を除き、住民の島外避難指示を発令。

13時30分 知事が第二回目の現地視察を行った。神着地区の火砕流、坪田地区の土石流の現場や高濃度の火山ガスの現場を視察した。その後、村長と会談し、今後の対策及び島外避難した島民に対する支援などを意見交換。

○避難指示後、都は、島民の受入や受入後の生活の安定のため、様々な支援活動にあたった。



石原知事の現地視察（平成12年9月2日）

9月4日～10月6日 かとれあ丸船内に現地災害対策本部を移設し、ホテルシップを活動拠点とした災害活動を実施。

○いつでも島民が帰り、生活を開始できるようライフライン等の維持を図ることとした。

10月7日 火山ガスの影響等を考慮して、現地災害対策本部を神津島の村営ロッジに移設。

○火山ガスの状況を確認しながら、小型船舶等をチャーターし、三宅島での復旧活動を続けた。



漁船による渡島

13年4月20日 災害対策本部に復旧のための三宅島災害対策技術会議を設置。

10月31日 避難生活を送る島民の生活支援のため、東京都「三宅村生活支援」連絡会議を設置。

なお、東京都災害対策本部は、平野三宅村長による平成17年2月1日の避難指示解除を受け、同年3月31日に廃止した。



災害対策本部の廃止
(平成17年3月31日)

A 三宅島災害対策技術会議

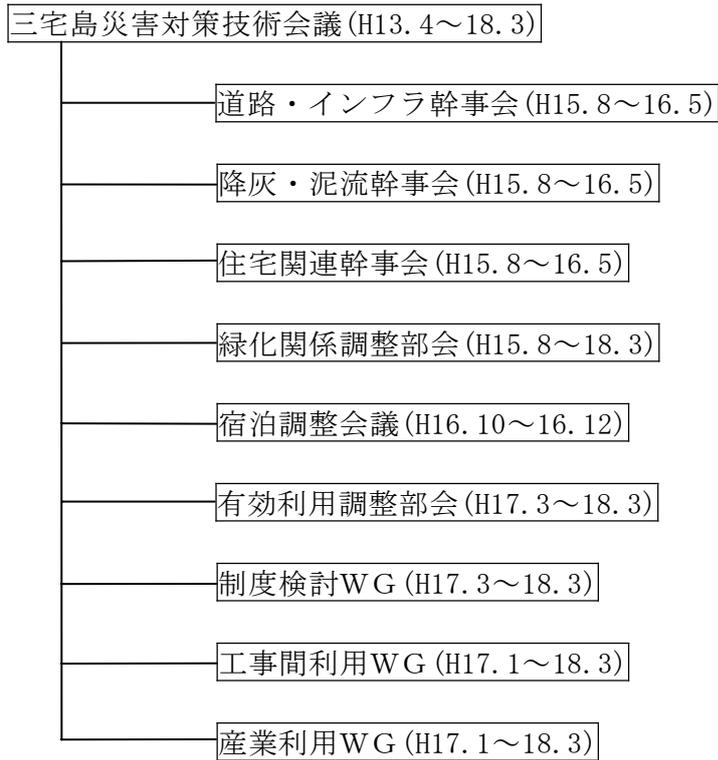
三宅島における災害仮復旧活動等のため東京都災害対策本部の内部機関として、平成12年12月～平成13年3月の間、三宅島泥流対策・インフラ復旧PTが組織されていたが、復旧復興活動の本格化に伴い、平成13年4月20日、都の技術部局を中心に、三宅島災害対策技術会議を設置した。

設置から廃止となる平成18年3月までの間、計16回開催され、緊急対策や復旧に向けた各事業の総合的検討、連絡調整、そして現地の作業環境や気象条件を踏まえたスケジュールの策定、進行管理を行った。

<主な検討項目>

- ・ 三宅島災害に関する被害状況の把握
- ・ 各局事業の進行管理、連絡調整
- ・ 現地作業環境の情報把握及び調整
- ・ 新たに取り組むべき事業に関する技術的検討
- ・ その他技術情報の共有化

<組織>



<構成員(設置当時)>

- 座長 総務局局務担当部長 (災害対策担当)
- 委員 都市計画局施設計画部長
- 委員 都市計画局開発計画部長
- 委員 都市計画局建築指導部長
- 委員 環境局環境評価部長
- 委員 衛生局参事(生活環境技術担当)
- 委員 産業労働局農林水産部長
- 委員 住宅局開発調整部長
- 委員 建設局道路保全担当部長
- 委員 建設局河川部長
- 委員 建設局土木技術研究所長
- 委員 港湾局離島港湾部長
- 委員 水道局給水部長
- 委員 三宅村助役

<開催実績>

- ・ 平成13年度 第1回 平成13年5月7日
- 第2回 平成13年8月9日
- 第3回 平成13年11月28日

- 第4回 平成14年3月28日
- 平成14年度 第1回 平成14年5月27日
 - 第2回 平成14年9月18日
 - 第3回 平成14年12月28日
 - 第4回 平成15年3月28日
- 平成15年度 第1回 平成15年7月11日
 - 第2回 平成16年3月10日
- 平成16年度 第1回 平成16年5月28日
 - 第2回 平成16年8月25日
 - 第3回 平成17年1月27日
 - 第4回 平成17年3月29日
- 平成17年度 第1回 平成17年7月4日
 - 第2回 平成18年3月9日

<主な成果>

- ・ 応急復旧方針及び災害復旧計画の策定
- ・ 人員投入計画及び資機材運搬計画の策定
- ・ 住宅復旧プロセスの策定
- ・ 三宅島緑化ガイドライン及び三宅島緑化マニュアルの策定
- ・ 火山灰等の有効活用(産業技術研究所等と連携し三宅ガラス等の商品化)
- ・ 枯損木の有効活用(道路横断抑止柵としての活用等)
- ・ 建設副産物の有効利用(現場内利用、工事間利用、再資源化等)
- ・ パンフレット「三宅島の災害復旧」の作成
- ・ 火山ガス濃度の観測体制の充実(火山ガス観測点の増強)
- ・ 三宅島農水産物の安全性の検証
(東京都農業試験場、都立食品技術センターとの連携による)
- ・ 生活環境等の安全性の検証
(東京都環境科学研究所、都立産業技術研究所、東京都農業試験場との連携による)
- ・ 「三宅島における作業の安全確保対策」の策定
- ・ 島民の雇用促進

B 東京都「三宅村生活支援」連絡会議(生活支援PT)

三宅島噴火活動により避難生活を送っている三宅村村民に対し、総合的に生活支援事業を実施するため、平成13年10月31日、「三宅村生活支援」連絡会議(生活支援PT)を設置した。

<所掌事務>

- ・ 各局の生活支援事業の進行状況の把握及び連絡調整
- ・ 三宅村民の生活支援策の検討

<開催実績>

- ・ 平成 13 年度 第 1 回 平成 13 年 11 月 8 日
第 2 回 平成 13 年 12 月 17 日
第 3 回 平成 14 年 1 月 10 日
第 4 回 平成 14 年 2 月 4 日
第 5 回 平成 14 年 3 月 28 日
- ・ 平成 14 年度 第 1 回 平成 14 年 4 月 10 日
第 2 回 平成 14 年 5 月 22 日
第 3 回 平成 14 年 9 月 9 日
第 4 回 平成 14 年 11 月 15 日
第 5 回 平成 15 年 3 月 27 日

② 三宅島火山活動検討委員会での検討

ア 設置の経緯と目的

都は、三宅島火山活動に対しては、気象庁が発表する火山情報や、気象庁長官の諮問機関である火山噴火予知連絡会の見解を対策の判断材料としていたが、村民の帰島に備えて島のライフライン等の維持作業を行っている各機関の職員の安全対策を含め、火山活動への対応をより一層的確に行う必要があった。このため都は、伊豆諸島(三宅島)の火山の観測又は研究を行っている各分野の専門家で構成する「三宅島火山活動検討委員会」(座長：東京大学地震研究所長 藤井敏嗣)を設置した。

<参考>

設置時期の三宅島の状況

平成 12 年

8 月 18 日 最大規模の噴火

8 月 29 日 低温火砕流発生

東京都災害対策本部設置、三宅島に現地災害対策本部設置

8 月 31 日 火山噴火予知連絡会

「噴火が断続的に発生。18 日や 29 日の規模を上回る噴火や火災流の発生の可能性あり。火山ガスに対する警戒が必要」

9 月 2～4 日 三宅島全島避難

9 月 5 日 ホテルシップで災害対応開始、船内に現地災害対策本部を移設

10 月 7 日 神津島に現地災害対策本部を移設、船舶による渡船作業開始

12 月 8 日 都と政府非常災害対策本部による三宅島島内作業等にかかる今後の進め方等の方針決定

イ 設置年月日

平成 12 年 9 月 26 日

ウ 主な検討項目

- ・ 火山活動の現状分析(噴石、火山ガス等)
- ・ 今後の火山活動について予測
- ・ その他必要な調査及び検討

エ 構成員(設置時)

東京大学地震研究所長 藤 井 敏 嗣

東京大学地震研究所助教授 鍵 山 恒 臣

東京工業大学教授	平 林 順 一
東京大学地震研究所教授	大久保 修 平
東京大学地震研究所教授	歌 田 久 司
東京都防災専門員	宮 崎 務

オ 対策等への反映

第1回を平成12年10月2日に開催し、平成18年2月5日までに9回開催した。都は三宅島の帰島に向けて、三宅島火山活動検討委員会での火山活動の現状分析や予測等、様々な貴重な意見を踏まえ種々の対策を講じてきた。その結果、4年5ヶ月の長期に及ぶ全島避難を経て、三宅島民は無事帰島することができた。

<参考> 第1回三宅島火山活動検討委員会 藤井座長あいさつ

「火山活動の予測、現状分析は予知連の領域であり、サイエンス側から行政に対する意見はシングル・ボイスの方が混乱を招かないと考える。必ずしも予知連の見解がうまく伝わらない部分に、こうした検討委員会を活用していただければ、行政の判断がやりやすくなるのではないか。」

③ 現地災害対策本部

平成12年6月27日、東京都は災害対策本部を設置するとともに、三宅支庁内に現地災害対策本部を設置した。

27日午前、三宅島の西方海域で海底噴火に伴う変色水域が確認された。震源域はさらに、西方沖へ移動し、火山活動は終息するかにみえた。

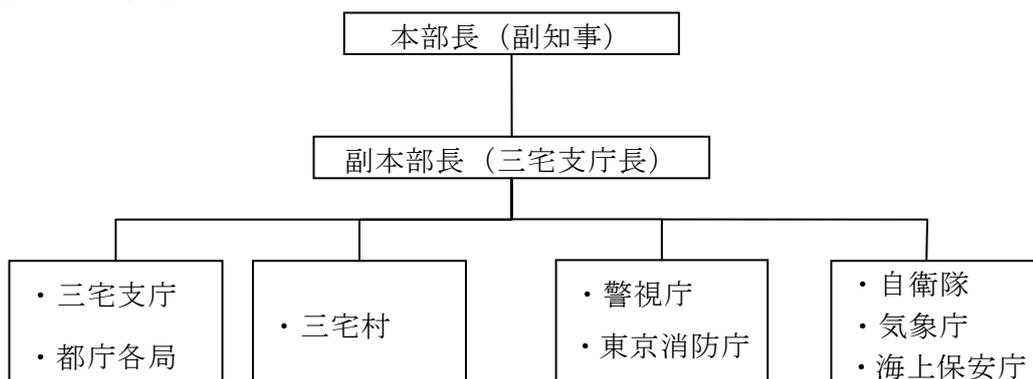
29日には「火山噴火予知連絡会(伊豆部会)」より「火山活動は低下しつつあり、今後、陸域及び海面に影響を及ぼす噴火の可能性はほとんどなくなった。」とのコメントが出され、三宅村長は避難勧告の解除を決定した。避難勧告解除により、当日中の帰宅を希望する島民が安全に帰宅したことを確認したことから、6月29日午後10時30分をもって現地災害対策本部を廃止した。

その後も、地震活動は継続し、6月30日に東京都災害対策本部が廃止されるまで、地方隊として、三宅村災害対策本部及び各機関と協力して対策にあたった。7月14日の噴火以降、降雨時に泥流が発生するようになり、8月18日の噴火では、全島に降灰がもたらされ、全島における泥流発生が懸念された。

8月29日午前4時30分頃、雄山が噴火し、黒灰色の噴煙は高さ5,000m以上に達した。さらに、低温の火砕流が発生し、その先端は海まで達した。

こうした状況の下、同日、都は再度、災害対策本部及び副知事を本部長とする現地災害対策本部を設置した。

図 1.5 組織図



31日、火山噴火予知連絡会(伊豆部会)は、「山頂での噴火が断続的に発生している。当面は、8月18日及び29日と同程度かこれをやや上回る規模の噴火が繰り返される可能性がある。火砕流にも警戒が必要である。特に、マグマが直接関与している場合は、将来、より強い火砕流になる可能性がある。」とのコメントを発表した。

9月1日、東京都災害対策本部会議は、防災・ライフライン関係要員を除き全島避難の方針を決定した。これを受け、三宅島現地災害対策本部会議では全島避難手順を検討した。

9月2日、三宅村長が避難指示を発令し、全島避難が開始された。

全島避難後、現地災害対策本部は、24時間体制で関係機関との連携のもと、噴火活動が終息に向かい、帰島が可能となった場合、いつでも島民が生活を再開できるよう様々な対策を行った。

なお、現地災害対策本部は、平成17年2月1日の三宅村長による避難指示解除後の同年3月31日、東京都災害対策本部の廃止と同時に廃止した。



現地災害対策本部災害対策会議

<参考>平成12年9月1日に発表された「現地対策会議」検討内容

平成12年9月1日

午後5時30分

東京都災害対策本部

東京都災害対策本部の対応等について（第36報）

現地対策会議の検討内容について

本日午後4時から行われた三宅島現地対策会議において検討された内容は、下記のとおりです。

平成12年9月1日 三宅支庁3階会議室

（出席者）

- 1 東京都 青山東京都副知事(現地本部長)、宮澤三宅支庁長(現地副本部長)、
総務局(総務部、災害対策部、行政部)、東京消防庁、警視庁三宅島警察署
- 2 三宅村 長谷川村長、消防団長
- 3 国土庁
- 4 内閣官房
- 5 自治省、自治省消防庁
- 6 通産省
- 7 建設省資源エネルギー庁
- 8 郵政省、現地郵便局代表
- 9 警察庁
- 10 防衛庁、自衛隊第一師団、海上自衛隊
- 11 海上保安庁
- 12 気象庁、三宅島測候所長
- 13 東京電力
- 14 NTT東日本、NTTME
- 15 東海汽船
- 16 三宅島建設業協会会長
- 17 島内運送業界代表
- 18 三宅島農協

いつでも島に帰って来られるように島の生活機能を維持することを目的とした要因を残留させる。

19 三宅島漁協

焦点の議論

- 1 残留者の連絡通信の一元化観測監視体制と情報連絡体制の維持
- 2 三宅島経由で御蔵島の生活は維持されているので、御蔵島への輸送機能を維持

議題

1 避難手順（※比較的困難度の高い作業）→この考えでほぼ了解される。

(1) 避難準備

- ※1) 自治会単位で避難者リストを作成して、村役場(出張所)に報告
避難者の氏名、年齢、家族構成、行き先が決まっていればその場所、連絡先
- 2) 集合時間の周知(村営放送)
 - 3) 地区毎に村営バス 10 台を派遣
 - 4) バスに乗車したかどうかの確認(自治会)
 - 5) 三池又は錆ヶ浜港に接岸待機している東海汽船専用船(かめりあ丸)に集合
 - 6) 乗船名簿と避難者リストの突き合わせ(村役場職員)
 - 7) 乗船

(2) 避難場所の割振り

- 1) あらかじめ乗船している都職員に避難者リストを村から渡す(コピーは村に)
- ※2) 乗船している都職員と随伴している村職員で各避難者の行き先について調整
- 3) 行き先別リストを作成
 - 4) 乗船している都職員の誘導で行き先別にまとまって下船してバスに乗車
→下船の際に乗船者数と下船者数を照合
 - 5) 避難施設に到着して、都職員から行き先別リストを施設管理者に渡す

2 避難者漏れの確認(村役場、消防団、警察)

(1) 避難者リストの集約

- (2) 消防団、警察、村役場の3者による各家の調査(避難シールの貼付)
- (3) 避難者漏れがいた場合、島外に避難させる
- (4) 調査結果に基づく在島者の確定と在島者リストの作成

3 残留公共機関の島内機能維持人数とその役割分担の明確化(案)

→この案ではほぼ確認

→詳細は専門部会で検討

→ライフライン系・防災系・観測系を組織的に整理する

→観測・安全確保・情報連絡・緊急避難のルール化の態勢を構築

(1) 警察 現状 35名

避難時に1個中隊(40名)を派遣するも避難後に帰隊するので交代体制で35名を維持し、防犯、発災時の残留部隊の避難誘導。

(2) 消防庁 現状 20名

耐熱救急車・救急車等7台、消防隊20名を維持し発災時の残留部隊の避難支援及び負傷者の救助。

(3) 消防団 現状 137名

建設業従事者である場合も多く、交代で、防火を始めとする集落の維持管理に従事するに必要な要員を確保する。

(4) 気象庁三宅島測候所 現状 10名

災害情報発信の要であるので、交代体制で現状10名維持。

(5) 東海汽船 現状 19名

今後の定期客船の運行の推移によっては規模縮小が考えられる。但し、残留者のための物資輸送のため貨物便の維持と復旧用資機材の搬入や残留部隊の食料等生活用品の搬入に必要な最小限の船舶荷揚げ機能だけは最低維持する必要がある。

(6) 東京電力 現状 17名

電気が全てのライフライン機能維持の要となる。従って、現況送電機能を維持する要員は交代で確保。災害観測機器の電力供給(昼夜)。

(7) NTT 現状 9名

現況通信機能を維持する要員は交代で確保。

(8) 郵便局 現状5局・29名(代表伊ヶ谷郵便局長)

局数を減らして残留部隊の郵政機能を維持する要員を確保。→1局に減る

(9) 建設会社 現状173名

災害復旧重機のオペレーター要員を中心に交代で常時在島従事者70名態勢を維持
バックホー28台、ペイローダー22台、ダンプトラック30台。

(10) 島内運送業界 5名←態勢を維持 (代表三宅島運輸)

東海汽船からの復旧用資機材の搬入や残留部隊の食料等生活用品の搬入に必要な最小限の機能だけは維持する必要がある(ヤマト便の維持)。

(11) 三宅島農協

食品流通機能は無くなったので、農協施設の維持管理を目的とする要員のみを確保。

(12) 三宅島漁協

漁船はほとんど他島に退避するので、漁協施設の維持管理を目的とする要員のみを確保。

(13) 学校

学校の校舎の維持管理を目的に、交代で態勢を維持。

(14) 東京都

支庁 55 名を含む在島の各都事業所 107 名は、子供の随伴で都内に移動する者を除き残留。

(15) 村役場

現況は、都内に子供の随伴で移動している者を除き 125 名在島している。今後東京に村の出張所を開設することに伴い、かなりの人数が都内に移動する。残った人数で、水道など村の諸施設の防災管理を行う。

(16) 自衛隊

村役場に連絡員として 6 名(海自 2 名+陸自 4 名)維持。

4 今後の課題

(1) 残留者の生活維持――基本は各機関の自給自足

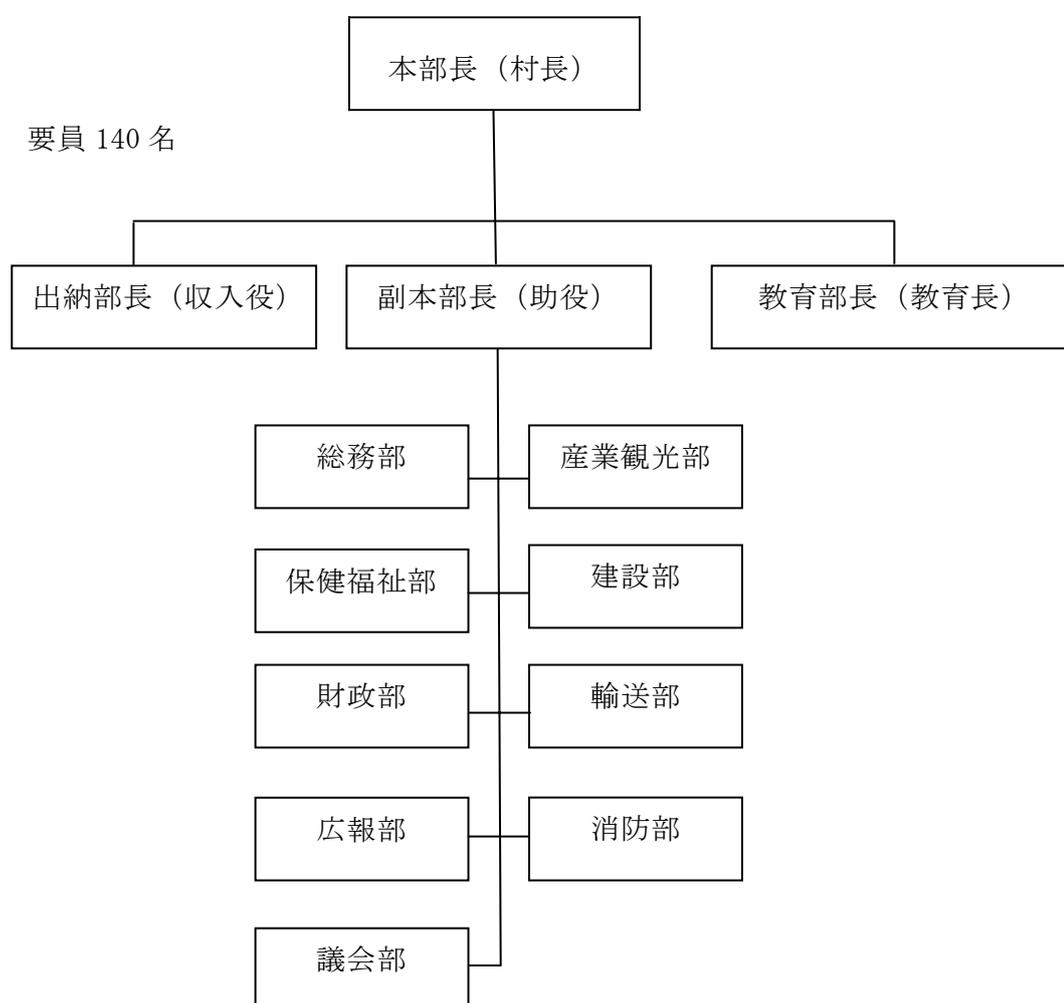
- 1) 食料：生鮮三品(肉、野菜、魚)→都災害対策部経由で送付を検討
- 2) 燃料：LPガス、ガソリン、灯油→都災害対策部経由で送付を検討
- 3) 金融：金融機関閉鎖に伴う郵便書留・郵貯ATM
- 4) 交通：東海汽船を1週間に何度か就航
- 5) 医療：周辺船舶をホテルシップとして用いることも検討
- 6) 自動車修理工場をいかに確保するか

(2) 村の体制

① 三宅村災害対策本部

平成12年6月26日の気象庁緊急火山情報を受け、同日、三宅村は災害対策本部を設置した。6月30日には、前日の火山噴火予知連絡会(伊豆部会)の火山活動低下とのコメントを受け、いったん災害対策本部を廃止した。しかし、7月14日雄山山頂からの噴火が発生し、気象庁臨時火山情報が発表されたため、村は同日、再び三宅村災害対策本部を設置した。

図 1.6 組織図 三宅村災害対策本部編成（平成12年度発災時）



* 消防団 要員 137 名

② 三宅村現地災害対策本部

平成12年9月2日の避難指示発令による住民の島外避難は4日までに終了した。一方、三宅村は村役場の組織が内地に移転したことに伴い、三宅村現地災害対策本部を

設置した。9月4日から10月6日まではホテルシップ「かとれあ丸」内に置き、交代で要員を配置した。

平成12年10月7日から平成13年6月30日までは、神津島の村営ロッジに本部を移し、国、東京都とともに現地での対策を行った。現地本部要員として交代で5～6人の職員が滞在していた。

設置当初は、三宅島まで漁船で渡島していたが、平成13年からは、より大型のえびね丸、はまゆう丸を使用し渡島を実施した。神津島での本部運営と平行して、三宅島での滞在を可能とするため、脱硫装置を備えた宿舍の整備を進め、平成13年7月1日からは、現地災害対策本部を三宅村役場庁舎内に設置した。

以後、神津島の本部は、平成14年4月1日に東京－三宅島の直行便(週1便)が再開されるまで、連絡所として機能した。

平成17年2月1日に、避難指示を解除し住民の帰島が始まったが、三宅島では火山ガスの放出がやまず、居住地域での高濃度の火山ガス(レベル4が10回)が観測されることもあり、そのため、災害対策本部は帰島後も非常配備体制として設置を継続した。

なお、三宅村災害対策本部は避難指示解除から1年が経過し、この間、火山ガスによる事故が1件も発生していないこと、火山ガスへの対応策も定着してきたことから、平成18年3月31日をもって廃止した。

(3) 国の体制

政府は、三宅島噴火活動について、当初、関係省庁連絡会議を開催し災害発生時に備えた。その後、噴火災害による被害が発生するにあたり、政府非常災害対策本部を設置した。

① 関係省庁連絡会議

ア 関係省庁連絡会議の開催

6月26日22時00分 第1回災害対策関係省庁連絡会議を開催。以下を確認。

- ・ 関係機関は、今後とも迅速かつ的確に情報の収集・伝達を行い、関係地方公共団体を含め、緊密な連携を図り、警戒態勢に万全を期すること。
- ・ 事態の推移に応じ、必要があれば、災害対策関係省庁連絡会議を開催する等関係省庁の連携を密にしていくこと。

6月27日10時00分 第2回災害対策関係省庁連絡会議を開催。前日の関係省庁連絡会議における確認事項について再度確認。

7月1日17時20分 官邸危機管理センターにおいて緊急参集チーム会議を開催。
18時30分 国土庁において災害対策関係省庁連絡会議を開催。

- 7月 9日 5時00分 官邸危機管理センターにおいて緊急参集チーム会議を開催。
6時30分 国土庁において災害対策関係省庁連絡会議を開催。
- 7月15日 11時45分 官邸危機管理センターにおいて緊急参集チーム会議を開催。
13時00分 国土庁において災害対策関係省庁連絡会議を開催。
- 7月30日 21時55分 官邸危機管理センターにおいて緊急参集チーム会議を開催。
23時30分 国土庁において災害対策関係省庁連絡会議を開催。
- 8月18日 11時30分 官邸危機管理センターにおいて緊急参集チーム会議を開催。
13時00分 国土庁において災害対策関係省庁連絡会議を開催。

イ 関係省庁局長等会議の開催

- 7月21日 官邸において第1回関係省庁局長等会議を開催。以下の4点を確認。
- ・ 火山活動及び地震活動について引き続き厳重な監視・観測を行い、被害の発生・拡大防止に努める。
 - ・ 住民の生命・身体の安全確保を最優先としつつ、被災住民の生活面での支援に遺漏なきを期する。
 - ・ 緊急時の住民避難等に万全を期するため、関係機関においては、引き続き必要な体制を維持する。
 - ・ 今後とも状況に応じて適宜関係閣僚及び局長等による会議を開催する。
- 8月29日 官邸において第2回関係省庁局長等会議を開催（第1回非常災害対策本部会議とあわせて開催）。以下の5点を確認。
- ・ 三宅島火山の活動状況及び三宅島、神津島、新島、式根島近海における地震の発生状況にかんがみ、引き続き厳重な監視・観測体制を維持するとともに、可能な限り監視・観測体制の強化を図る。
 - ・ 島内の住民が生活を維持する上で欠かすことのできない電力、水道、交通網、通信網等のライフラインの確保に努めるとともに、ライフラインに被害が生じた場合は可能な限り速やかに応急復旧できる体制を整える。
 - ・ 島外に避難した住民を含め、住民の生活環境の改善を図るとともに、今回の災害による被害を受けた農林水産業、観光業等の産業を支援すべく、所要の施策を実施する。
 - ・ 島内に残った住民の安全確保に万全を期すとともに、万一の場合も想定し、緊急時の避難支援体制を構築しておくこととする。
 - ・ 関係省庁間及び東京都、地元自治体との緊密な連携を維持し、これらの対策を適切かつ迅速に行う。そのため、現地において各種施策を迅速に具体化するため関係省庁で構成する「政府現地対策チーム」をできるだけ早い時期に派遣するとともに、今後とも状況に応じて関係局長等会議を開催する。

② 政府非常災害対策本部の設置

- 8月29日 12時15分 「平成12年(2000年)三宅島噴火及び新島・神津島近海地震非常災害対策本部」を設置。
- 同日 14時 第1回本部会議を第2回関係省庁局長等会議とあわせて開催(確認事項は上記の第2回関係省庁局長等会議の確認事項と同じ)。
- 11月30日 国土庁において第2回非常災害対策本部会議を開催。
- 平成13年6月7日 内閣府において第3回非常災害対策本部会議を開催。
- 平成17年3月31日 「平成12年(2000年)三宅島噴火及び新島・神津島近海地震非常災害対策本部」を廃止。

③ 予備費の活用

- 7月25日 有珠山分の早期復旧分を含め、災害対応のために200億円の公共事業等予備費の枠を確保。
- 9月12日 三宅島火山活動等に対する緊急観測監視体制の強化を図るため、予備費のうち約14億円を使用することを閣議決定(国土庁、科学技術庁、文部省、通商産業省、海上保安庁、気象庁、郵政省、建設省)→11月までに山麓部の主要な機器の設置を完了。
- 9月19日 災害対策に充てることとして使用留保していた公共事業等予備費200億円のうち、96億円を三宅島噴火、神津島地震、新島地震の災害復旧事業に使用することを閣議決定。